

## 事例 13 JFE環境㈱と東京臨海リサイクルパワー㈱の合併

### 第1 本件の概要

本件は、産業廃棄物の中間処理業を営むJFE環境株式会社（法人番号8020001016738）（以下、同社の最終親会社であるジェイエフイーホールディングス株式会社（法人番号6010001080308）と既に結合関係が形成されている企業の集団を「JFEグループ」という。）と、産業廃棄物の中間処理業を営む東京臨海リサイクルパワー株式会社（法人番号7010601029059）（以下、同社の最終親会社である株式会社JERA（法人番号6010001167617）と既に結合関係が形成されている企業の集団を「JERAグループ」という。また、JFEグループとJERAグループを併せて「当事会社グループ」という。）が、合併を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第15条である。

### 第2 一定の取引分野

#### 1 役務の概要

産業廃棄物とは、事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物をいい、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる性状を有する各種の特別管理産業廃棄物と、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物に大別される（以下、産業廃棄物のうち特別管理産業廃棄物ではないものを単に「産業廃棄物」という。）。

一般に、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、中間処理（最終処分をしやすくするために、焼却、破碎、圧縮等の方法により容量を小さくすることや、再利用できるものを選別すること等）を経て最終処分（埋立処分及び再利用）される。

当事会社グループは産業廃棄物の中間処理業及び特別管理産業廃棄物の中間処理業において競合関係にあるが、以下では、このうち、競争に与える影響が比較的大きいと考えられる産業廃棄物の中間処理業について詳述する。

#### 2 役務範囲

産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により20品目が規定されており、中間処理業者は品目ごとに中間処理業及び中間処理施設の許可を取得する必要がある。したがって、需要者である産業廃棄物の排出事業者は、廃棄しようとしている産業廃棄物の品目に応じて、当該産業廃棄物の中間処理業を需要することとなり、異なる品目の中間処理業間に需要の代替性は認められない。

産業廃棄物の中間処理の事業許可を得るには、許可申請対象品目の処理を的確に行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合した中間処理施設を設置する必要がある。産業廃棄物の中間処理施設の種類には、焼却施設、破碎施設、脱水施設、圧縮施設、中和施設、選別施設等があり、産業廃棄物の中間処理業者は、受入れを予定して

いる品目の中間処理に適合する機能や特性を有する施設を設置している。上述のとおり、産業廃棄物の中間処理業者が中間処理を行うことができるのは、許可を取得している品目に限られるが、その時点で許可を取得していない品目であっても、設置している施設の機能に照らして中間処理が可能な品目の範囲内であれば、多大な追加的費用を負うことなく短期間で許可を取得することが可能である。したがって、産業廃棄物の中間処理業者が設置している施設の種類ごとに、当該施設により処理可能な産業廃棄物の品目の中間処理業間に供給の代替性が認められる場合がある。

本件においては、当事会社グループの双方が設置しているのは焼却施設のみであるため、「焼却施設による産業廃棄物の中間処理業」を役務範囲として画定した。

### **3 地理的範囲**

需要者である産業廃棄物の排出事業者が中間処理を委託する場合には、別途、産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している事業者には、排出場所から中間処理施設までの収集運搬を委託する必要がある、そのための費用を収集運搬業者に支払うこととなる。

このため、需要者は、収集運搬の委託費用が高額になりすぎない範囲に中間処理施設を保有する産業廃棄物の中間処理業者に中間処理を委託している実態にある。

当事会社グループは産業廃棄物の中間処理施設を、千葉県、東京都及び神奈川県に保有しており、これらの中間処理施設の需要者の範囲は概ね関東地方である。

したがって、本件では、「関東地方」を地理的範囲として画定した。

## **第3 本件行為が競争に与える影響**

### **1 単独行動による競争の実質的制限**

#### **(1) 当事会社の地位及び競争事業者の状況**

関東地方における焼却施設による産業廃棄物の中間処理業の市場シェアは下表のとおりであり、本件行為後のHHIは約1,700、HHIの増分は約500であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成29年における関東地方における焼却施設による産業廃棄物の中間処理業の市場シェア】

順位	事業者名	市場シェア
1	A社	約20%
2	JFEグループ	約20%
3	JERAグループ	約15%
4	B社	約10%
5	C社	約10%
6	D社	約5%
7	E社	0-5%
8	F社	0-5%
9	G社	0-5%
10	H社	0-5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約30%・第1位		

関東地方における焼却施設による産業廃棄物の中間処理業について、上記のとおり、多数の競争事業者が存在し、その中には市場シェア約20%のA社のほか、約10%のB社及びC社が存在する。

また、競争事業者各社が保有する焼却施設の処理能力には十分な余剰があり、競争事業者は十分な供給余力を有している。

したがって、競争事業者からの競争圧力が認められる。

(2) 隣接市場からの競争圧力

前記第2の3のとおり、排出場所から中間処理施設までの産業廃棄物の収集運搬については、通常、産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している事業者へ委託して行われる。そのため、需要者である産業廃棄物の排出事業者としては、産業廃棄物の処分コストについて、中間処理の委託費用に収集運搬の委託費用を加えた合計金額で捉えているのが実情である。したがって、地理的範囲の外に隣接する焼却施設であっても、需要者にとって、中間処理のための収集運搬の委託費用と中間処理の委託費用の合計金額が低廉になるような場合には、当該需要者は他の地理的範囲に所在する焼却施設に対して産業廃棄物の中間処理の委託を行うことがある。

実際、当事会社グループの中間処理施設においても、関東地方に地理的に隣接する市場に所在する需要者からも産業廃棄物が持ち込まれている。

したがって、地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度認められる。

(3) 需要者からの競争圧力

需要者である産業廃棄物の排出事業者は、事業を行う上で必ず発生する産業廃棄物の処理費用の削減に対する意識が強く、焼却施設による産業廃棄物の中間処理業は、各競争事業者が提供する役務の内容が差別化されていないため、見積り合わせや入札によって中間処理業者が選定されることが多い。実際、当事会社グループは、競争事業者との価格競争によって新規取引を失注したり、既存取引の値下げ要求に応じることができず取引数量を削減されたりしている。

また、前記(1)のとおり、各競争事業者は十分な供給余力を有している状況にあり、需要者の立場からすれば、取引先を変更することが容易な状況にある。

したがって、需要者からの競争圧力が認められる。

(4) 小括

市場シェア約20%の競争事業者を含め十分な供給余力を有する多数の競争事業者が存在すること、地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度認められること、及び需要者からの競争圧力が認められることから、当事会社グループの単独行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

**2 協調的行動による競争の実質的制限**

関東地方における焼却施設による産業廃棄物の中間処理業者は多数存在し、競争事業者の行動を予測することは困難な中で、各競争事業者は十分な供給余力を有しており、価格を引き下げて施設の稼働率を引き上げようとするインセンティブが存在すること、地理的に隣接する市場からの競争圧力が一定程度認められること、及び需要者からの競争圧力が認められることから、当事会社グループと競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

**第4 結論**

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。